

ABWオフィス促進助成金支給要領

令和7年4月1日 7東し企雇第9号

(総則)

第1条 ABWオフィス促進助成金(以下、「助成金」という。)の支給について、同助成金支給要綱(以下、「要綱」という。)によるほか、本支給要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 要綱第4条第1項第3号及び第14条第1項第3号の要件は、次に各号のとおりとする。

- (1) 都内で事業を営んでいること
- (2) 都内に本店登記がある又は支店・営業所等の事業所があること(都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除く)。
- (3) 東京都内に勤務実態がある常時雇用する労働者を2人以上雇用していること
- (4) 都税の未納付がないこと。
- (5) 労働関係法令について、次のアからクまでを満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)以上であること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条第4項、第5項、第6項第2号及び第3号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないこと。

オ 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと。

カ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。

＊ 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間(年6か月まで)、時間外労働が年720時間以内(ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要)。

キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

ク その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令も遵守していること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (8) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第

3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

- (9) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (10) 都内事業所において新たにABWオフィス整備及びABWを可能とする勤務制度等の導入を検討しており、本事業で実施する説明会に参加していること（アーカイブ配信視聴含む）。
- (11) ABW導入に伴い、当該都内事業所の従業員の柔軟な働き方を実現するための規定整備を行い、助成金実績報告書提出期限までに労働基準監督署への届出を行うこと（常時雇用する労働者が10人未満の事業所も含む）。当該規定は、テレワーク勤務の実施に係る規定の整備を必須とし、また、仕事の内容や目的に合わせて、社内外問わず、働く時間や場所を従業員が自由に選択できる働き方であるABWの趣旨に鑑み、「働く場所」と「働く時間」の自由度を担保する内容とすること。「働く時間」の自由度を担保するための規定は、原則としてフレックスタイム制等、フレキシブル勤務を可能にする内容とすること。
- (12) 家具・インテリア小売業等又はオフィス整備に関するコンサルティング業等としてショールーム型オフィス等の設置を目的とする取り組みでないこと。
- (13) レンタルオフィス業又はシェアオフィス業等の施設の使用貸借等を目的とする取り組みでないこと。
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (15) 国・都道府県・区市町村等から助成を受けている、あるいは過去に受けたことがある場合、不正等の事故を起こしていないこと。
- (16) ABWオフィス導入支援を受け、導入計画を作成し、社内プロジェクトチームの発足と運営、社内規定の整備等及び効果検証を、ABW導入支援の実施期間内に実施する体制や能力（経理その他事務を含む）を有すること。
- (17) ABWオフィス促進助成金による助成事業を、助成対象事業の実施期間内に実施する体制や能力を有すること。
- (18) ABWオフィス予定地が都内に概ね確定していること。
- (19) ABWを導入するオフィスに、複数の法人等が存在する取り組みでないこと。
- (20) ABW導入の先進的な取り組み例として、効果検証の結果及び事例について東京都が行う情報発信に同意すること。
- (21) 助成金実績報告書提出期限までに都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度へ登録し、「テレワーク推進リーダー設置」済表示のある宣言書がウェブサイト上で発行されていること。
- (22) その他公益財団法人東京しごと財団理事長が不適切と認める事項に該当しないこと。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。